

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和 2 年 6 月 9 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 4 年 3 月 9 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
工業戦略技術振興課	<p>35 山形県ソフト産業立地促進補助金                      (1) 交付対象選定時の審査について                      他県で同種補助金の不正受給が発生しており、その手口として納入業者と結託することによる水増しや架空発注書類の偽造などが代表的な事例として挙げられる。</p> <p>現状、県が実施している支払証憑の確認や現地検査は、架空発注による不正受給は防止できるが、納入業者と交付先が結託することによる水増し請求には対応できないと考える。</p> <p>そのため、交付先に対して、調達時の見積り合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入業者に同一の役員（親族含む）が就任していないか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な審査手続の強化を図るべきである。</p>	<p>令和 3 年度 4 月の要綱改正において対応した。</p> <p>(内容)                      交付要綱第 8 条に交付申請書に添付すべき書類として、次の書類を追加                      ・反社会的勢力でない旨の誓約書                      ・一定金額を超える工事等について見積り合わせを実施しなかった場合、その理由を記載した書面                      また、上記理由書の提出がある場合、合理的な理由（単に親族の経営業者に発注していないかなど）があるかどうかについて現地調査時に確認する。</p>
県産米ブランド推進課	<p>56 米需給調整推進費補助金                      (2) 補助対象経費の適切な解釈運用について                      一部の補助先において、補助金の目的と照らした場合、補助対象として不適切な経費を補助対象としていた。</p> <p>県は実績報告に係る確認検査において</p>	<p>令和 3 年 4 月 1 日付けで、本事業の事務・権限の移譲先である各総合支庁の農業振興課に対して発出した「米需給調整推進費補助金の適正な執行について」において、補助金の実績報告書の適正な確認検査の実施を徹底した。</p>

	て、支出内容が補助金の目的に照らして適切かという観点で厳格に解釈し、検査・指導を行うべきである。	
農業経営・担い手支援課	<p>H15 措置2 農業近代化資金利子補給補助金</p> <p>(1) 事業完了報告に係る実態調査の適切な実施について</p> <p>一部の総合支庁で、平成30年中に実態調査を実施した際、平成29年貸付分の他に、同じ融資機関の支店が取り扱った平成27年貸付分6件及び平成28年貸付分17件を合わせて調査している。</p> <p>実態調査の実施時期について実態調査基準第4条で承認後一年以内と定めており、当該規定に則っていない。県は、貸付年の翌年度中に調査を実施すべきである。</p>	<p>令和3年2月に実態調査基準を改正し対応した。</p> <p>(内容)</p> <p>一年以内に効率的に調査を実施できるように、実態調査表の様式を規定した。</p>
中小企業振興課	<p>28 小規模事業経営支援事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の測定単位の明確化</p> <p>過去3期において成果指標の実績値が目標値よりも大幅に下回った実績であるにもかかわらず補助金は同額かつ上限額での交付となっている。現状、成果指標の測定単位が不明確であり、実績の集計方法が支援業務により異なるため、実績値の正確な分析が実施されていない。</p> <p>県は補助金の正確な効果測定を行うために、成果指標の測定単位を明確にすべきである。</p>	<p>成果指標の測定単位を明確化する観点から、令和4年度の予算要求段階から、新たな成果指標を設定した。</p> <p>(内容)</p> <p>支援員1人あたりの事業計画(経営計画)策定支援件数100件を成果目標とする。</p>